太良町の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（７年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考）５年度の人件費率
６年度	人 7,873	千円 7,172,781	千円 159,643	千円 1,165,227	% 16.2	% 14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B
６年度	人 99	千円 367,201	千円 50,030	千円 147,520	千円 564,751

（参考）一人当たり給与費　B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,705	千円 5,865

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和６年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

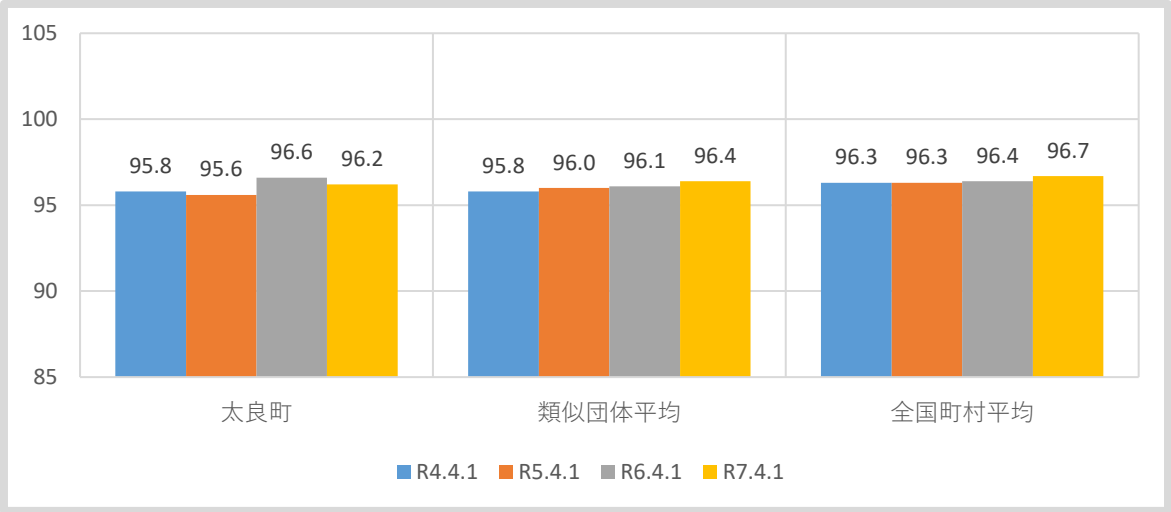

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
３　ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	（参考）国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告（改定率）		
	円	円	円	%	%	%
7年度	368,985	357,980	11,005 (3.07%)	3.07	3.19	3.62

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事院会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	（参考）国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A－B	勧告（改定月数）		
	月	月	月	月	月	月
7年度	4.64	4.60	0.04	0.05	4.65	4.65

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、８級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

［ 実施 未実施 ］

実施内容

（給料表の改定実施時期）令和７年４月１日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえた佐賀県人事委員会勧告に基づく給料表に改定。

②地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

（給料表の改定実施時期）令和７年４月１日

（内容）扶養手当、通勤手当について、国の見直し内容を踏まえた佐賀県人事委員会勧告に基づき見直しを実施。

(6) 特記事項

特になし

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和７年４月１日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
太良町	39.8　歳	310,298　円	350,547　円	332,907　円
佐賀県	40.9　歳	327,436　円	386,850　円	352,056　円
国	41.9　歳	332,237　円	－	414,480　円
類似団体	41.5　歳	314,125　円	360,652　円	343,827　円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額（B）	A／B
太良町	58.0 歳	1 人	－	－	－	－	－	－	－
うち運転手	58.0 歳	1 人	－	－	－	乗用自動車運転手（タクシー運転者を除く）	61.9 歳	167,200 円	－
佐賀県	56.6 歳	38 人	326,321 円	354,189 円	334,308 円	－	－	－	－
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	－	337,907 円	－	－	－	－
類似団体	52.1 歳	2 人	292,798 円	321,070 円	309,188 円	－	－	－	－

※技能労務職については、職員数が少ないため記載していません。

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C／D
太良町	－	－	－
うち運転手	－	－	－

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～6年の3ヵ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれへ近給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和７年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和７年４月１日現在）

区分		太良町	佐賀県	国
一般行政職	大 学 卒	214,100 円	220,700 円	220,000 円
	高 校 卒	188,100 円	188,100 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	185,700 円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和７年４月１日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	253,700 円	331,500 円	364,300 円	380,800 円
	高 校 卒	217,600 円	296,900 円	339,200 円	371,500 円
技能労務職	高 校 卒	－	－	－	－

※技能労務職については、職員数が少ないため記載していません。

３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
６級	困難な業務を所掌する課長の職務	人 3	% 3.5	円 359,100	円 418,300
５級	課長の職務、参事の職務	人 11	% 12.8	円 324,800	円 403,200
４級	困難な業務を分掌する係長、困難な業務を処理する主査の職務	人 17	% 19.8	円 301,800	円 393,600
３級	係長、主査の職務	人 18	% 20.9	円 267,700	円 358,600
２級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	人 7	% 8.1	円 231,400	円 311,900
１級	定型的な業務を行う主事の職務	人 30	% 34.9	円 183,900	円 260,900

（注）１　太良町の給与条例に基づく給料表の旧区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

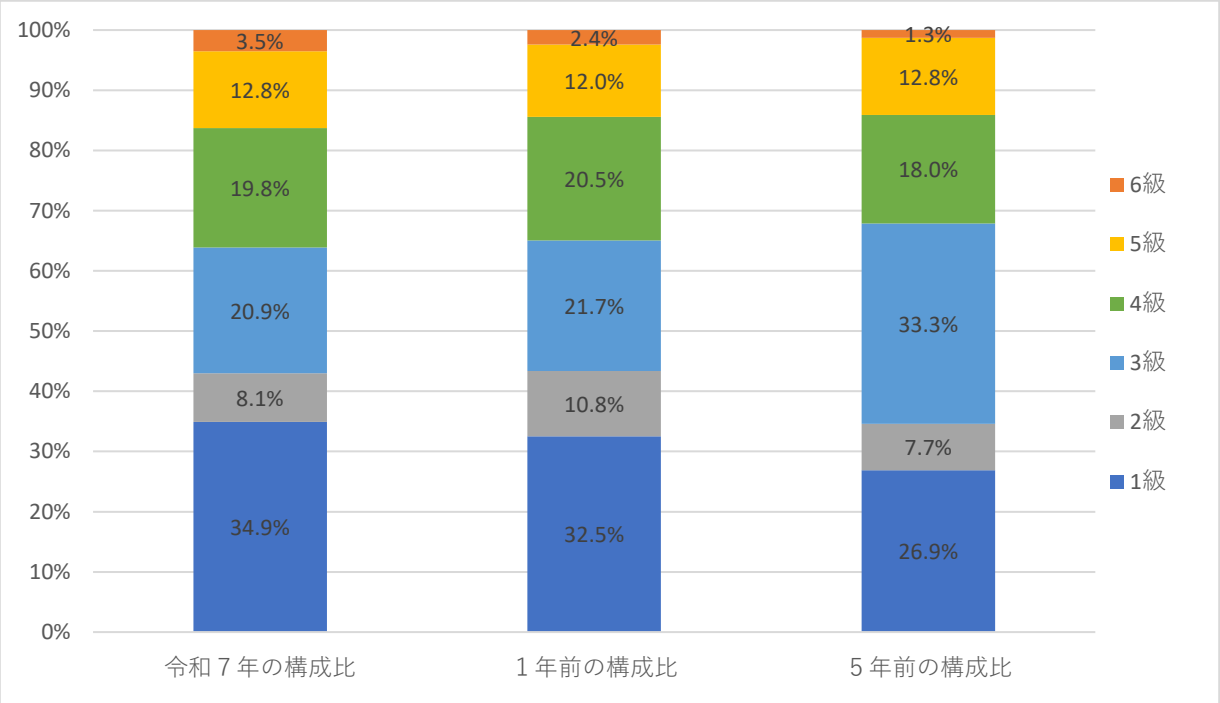

（注）１　平成18年に８級制から６級制に変更している。（旧給料表の１級及び２級並びに４級及び５級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和７年４月１日現在）

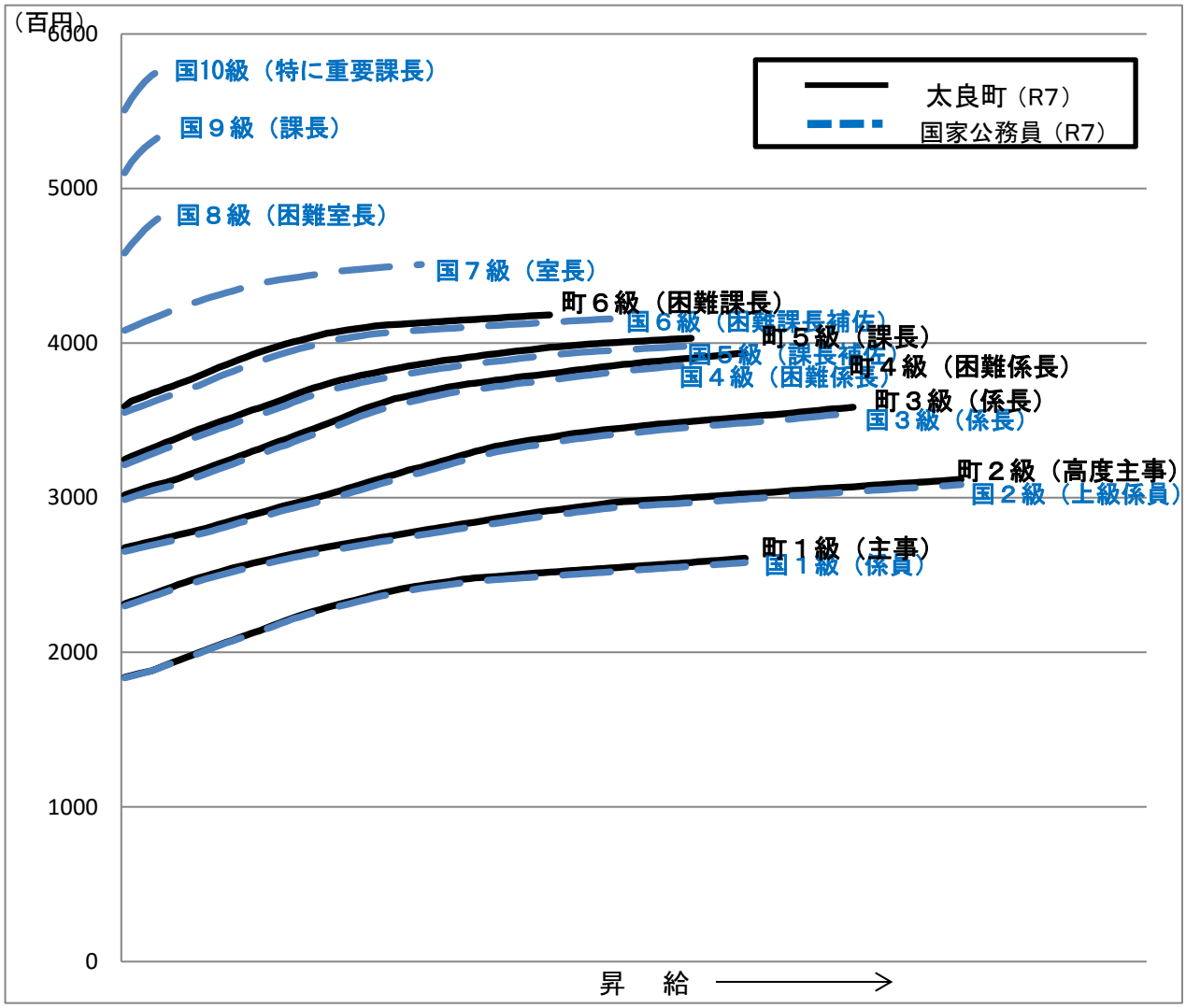

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

太　良　町	佐　賀　県	国
１人当たり平均支給額（６年度） 1,522 千円	１人当たり平均支給額（６年度） 1,730 千円	－
（６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分	（６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分	（６年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～15％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20％ ・管理職加算　10～25％

（注）（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和７年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率				○
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2)退職手当（令和７年４月１日現在）

太良町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20％） （退職時特別昇給　無　）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45％）		
１人当たり平均支給額	1,365 千円	21,061 千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和７年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3)地域手当（令和７年４月１日現在）

支給なし

(4)特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給なし

(5)時間外勤務手当

支給実績（６年度決算）	17,427　千円
職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）	203　千円
支給実績（５年度決算）	18,950　千円
職員１人当たり平均支給年額（５年度決算）	231　千円

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当（令和７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（６年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（６年度決算）
扶養手当	配偶者　3,000円 扶養親族１人につき 子　11,500円 父母等　6,500円 ※16歳から22歳までの子 １人につき　5,000円加算	同	－	14,627　千円	286,800　円
住居手当	借家・借間 支給限度額27,000円	異	支給限度額	3,485　千円	290,400　円
通勤手当	交通機関利用者(電車・バス等) 150,000円まで全額支給 交通用具利用者(自動車等) 2,000円～31,600円 ※片道2km未満は対象外	異	新幹線鉄道等に関する特例については制定なし	4,246　千円	73,200　円
管理職手当	総務課長　50,000円 総務課長以外の課長　46,300円	同	－	8,370　千円	55,800　円
宿日直手当	１回　4,400円	同	－	－	－
管理職特別勤務手当	１回　6,000円又は9,000円	同	－	－	－

５　特別職の報酬等の状況（令和７年４月１日現在）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="3">給料月額等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">給料</td><td rowspan="2">町長</td><td rowspan="2">714,000 円</td><td colspan="2">（参考）類似団体における最高／最低額</td></tr>
<tr><td colspan="2">843,000 円／506,100 円</td></tr>
<tr><td>副町長</td><td>596,000 円</td><td colspan="2">700,000 円／434,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">報酬</td><td>議長</td><td>311,000 円</td><td colspan="2">337,000 円／230,000 円</td></tr>
<tr><td>副議長</td><td>258,000 円</td><td colspan="2">280,000 円／182,000 円</td></tr>
<tr><td>議員</td><td>243,000 円</td><td colspan="2">258,000 円／165,000 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">期末手当</td><td>町長
副町長</td><td colspan="3">（６年度支給割合）
3.45 月分</td></tr>
<tr><td>議長
副議長
議員</td><td colspan="3">（６年度支給割合）
3.45 月分</td></tr>
<tr><td rowspan="4">退職手当</td><td></td><td>（算定方式）</td><td>（１期の手当額）</td><td>（支給時期）</td></tr>
<tr><td>町長</td><td>給料月額×在職年数×500/100</td><td>14,280,000 円</td><td>任期毎に支給</td></tr>
<tr><td>副町長</td><td>給料月額×在職年数×294/100</td><td>7,008,960 円</td><td>任期毎に支給</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）務めた場合における退職手当の見込額である。

6　職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門		区分	職員数 令和６年	職員数 令和７年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議　会	2	2	0	
		総　務	26	30	4	係新設のため
		税　務	6	6	0	
		民　生	13	14	1	課新設のため
		衛　生	11	10	▲ 1	退職不補充
		労　働	0	0	0	
		農林水産	14	13	▲ 1	再任用職員配置のため
		商　工	5	4	▲ 1	人事異動のため
		土　木	7	6	▲ 1	再任用職員配置のため
		計	84	85	1	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　107.96 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　144.89 人）
	教育部門		15	13	▲ 2	
	小　計		99	98	▲ 1	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　124.48 人 （類似団体の人口1万人当たり職員数　172.72 人）
公営企業等会計部門		病　院	82	85	3	業務増に伴う増員
		水　道	5	5	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	5	6	1	人事異動のため
	小　計		93	97	4	
合　計			192 [222]	195 [222]	3 [0]	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　247.68 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　]内は、条例定数の合計である。

(２)年齢別職員構成の状況（令和７年４月１日現在）

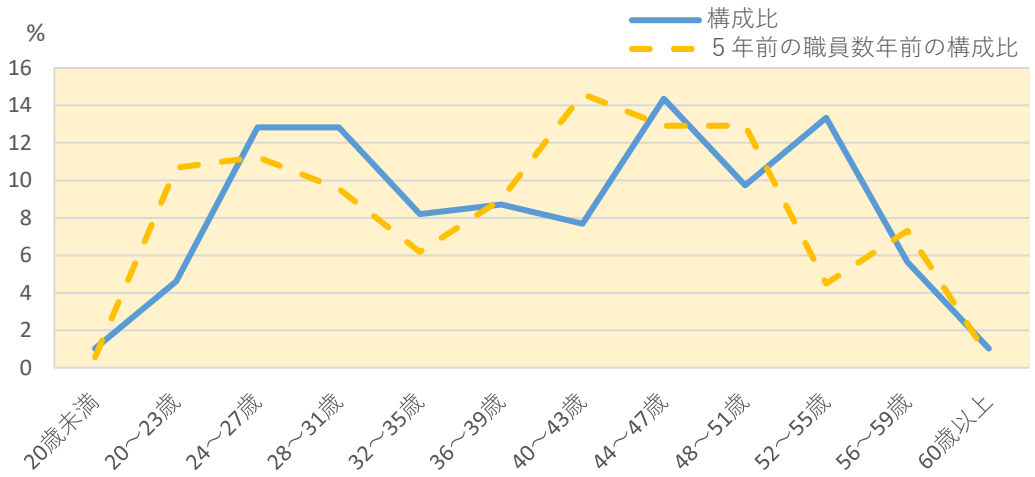

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 2	人 9	人 25	人 25	人 16	人 17	人 15	人 28	人 19	人 26	人 11	人 2	人 195

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	２年	３年	４年	５年	６年	７年	過去５年間の 増減数（率）
一般行政	79	80	81	82	84	85	6（7.6%）
教育	11	12	13	14	15	13	2（18.2%）
普通会計　計	90	92	94	96	99	98	8（8.9%）
公営企業等会計　計	88	93	94	95	93	97	9（10.2%）
総合計	178	185	188	191	192	195	17（9.6%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。